

## ニュースポーツ用具貸出事業実施要項

### 1 目的

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団（以下「財団」という。）は、生涯スポーツの一層の振興を目的に、子供からお年寄りまで気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るため、ニュースポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出しを実施します。

### 2 貸出対象

宮城県内に所在する団体（市町村、学校、地域スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ等）が、非営利で使用する場合。

### 3 貸出対象物品

財団が所有するニュースポーツ用具。（なお、貸出単位は式・セットで行います。）

### 4 借用申込及び用具の受け渡し場所

借用申込は、事前に宮城県第二総合運動場（電話022-249-1216）に電話で借用の可否を問い合わせ、借用が可能であるときは、ニュースポーツ用具借用申込書（様式第1号）を郵送又はファクシミリで申込をしてください。

### 5 借用申込期間

使用月の原則2箇月前から借用日の7日前までとします。ただし、県大会等への貸出については、この限りではありません。

### 6 貸出時期及び期間

宮城県第二総合運動場の事業に支障の無い時期に限り、原則として1回当たり7日以内で貸し出すものとします。

### 7 禁止事項

貸出用具の転貸は、一切禁止します。

### 8 使用報告書

借用者は、用具の返却時にニュースポーツ用具使用報告書（様式第2号）を提出してください。

### 9 その他

- (1) 貸出料金は無料です。ただし、用具を破損、滅失した場合には財団は実費を求めることができることとします。
- (2) 貸出用具は大切に使用することとし、返却時には用具を清掃、点検し返却するものとします。
- (3) 用具の返却の際は、貸出確認表突合に対応できる者及び用具の破損滅失に対応できる責任者のいずれかの者が立ち会うこととします。